

耐震診断・改修・ブロック塀等撤去費補助制度をご利用ください

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅または危険ブロック塀の耐震対策を対象に各種補助制度を設けています。住宅の耐震化・減災化のため、ご活用ください。

▼無料耐震診断

住宅の耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断をお申し込みください。専門の診断員が住宅にお邪魔して一時間程度の診断を行い、後日、結果報告書をお渡しするとともに耐震改修を行った場合の概算工事費や一般的な補強のアドバイスをを行います。

▼除却費補助制度

耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」もしくは「やや危険」と判定された住宅の除却工事費用を補助する制度です。補助限度額は一棟あたり20万円です。

▼段階的耐震改修費補助制度

二段階に分けて耐震工事を行う方に、2度に分けて工事費用を補助する制度です。一段階目で「全壊を防ぐ」工事を行い、二段階目で「一応安全」基準にする工事が対象です。通常の耐震改修工事より、一度に係る

費用負担を抑えることができます。補助限度額は、一段階目60万円、二段階目30万円です。

▼耐震シェルター整備費補助制度

建物全体を補強するのではなく、一部分の安全を確保する整備費について補助を行うものです。補助限度額は30万円です。

▼ブロック塀等撤去費補助制度

道路や公共施設に面したブロック塀等をすべて撤去する工事費用を補助する制度です。対象となるブロック塀等は、コンクリートブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀で、道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のものです。補助限度額は10万円です。

▼代理受領制度について

補助金の申請者が、工事業者に補助金の受領を委任することで、工業者が町からの補助金を直接受け取ることができる制度です。申請者は、工事費用から補助金額を除いた分の費用のみを用意すればよいこととなるため、当初の費用負担を軽減することができます。

詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。

※申込数には上限がありますので、事前にご確認ください。

▼申込み・問合せ まちづくり推進課

まちづくり推進グループ

☎ 28・0944

空家解体費補助制度について

倒壊や建築材等の飛散の恐れのある空家の解体工事を実施する方に対し、補助金を交付します。

制度概要

①対象となる空家

- ・1年以上使用されていないこと（長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないこと）
- ・延べ面積1/2以上が住居として使用されていたこと
- ・木造であること
- ・個人が所有していること
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと

- ・住宅地区改良法に規定する不良住宅であるもの（申込み後、町が不良度判定を実施します。）

②補助対象者

- ・町税に滞納がない方
- ・空家の所有者である方
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

③補助額

上限20万円（補助対象経費×補助率2/3）

詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせください。

▼申込み・問合せ まちづくり推進課

まちづくり推進グループ

☎ 28・0944

介護用品・福祉タクシー申請受付

3月22日（金）から、令和6年度分の申請受付を開始します。

▼対象者

▼介護用品購入費助成制度 要介護・要支援認定者（介護保険料の滞納がない方）を常時在宅で介護している町内在住の方

▼福祉タクシー制度 自力で通院や買物などに行くことが困難な要介護・要支援認定者（介護保険料の滞納がない方）

▼申請方法

いずれの制度も、申請書、介護保険被保険者証をお持ちの上、役場1階3番窓口保険課で申請してください。現在助成を受けている方には、3月中旬に申請書を郵送します。

▼問合せ 保険課介護グループ

☎ 28・0100